

「破産」で経済的出直し

何でも司法教室

弁護士

今西 淳浩さん



Q 「破産」って悪いことなのでしょうか。

新聞を読んでいると、借金の返済に困り、「自殺」「会社のお金を横領して逮捕」といった記事を見かけます。そのような記事を読むと、そんなことをしなくても何とかなったのでは、という感想を抱いてしまいます。

借金の返済に困っている人に対する解決策の一つに「破産」があります。この「破産」という言葉自体は多くの人が知っているのですが、内容を知っている人は少ないように感じます。

破産とは、簡単にいうと裁判所の監督の下、借金の返済ができなくなった人の資産と債務(借金)を調査し、資産をお金に換えて、貸した人に分配する手続きのことです。でも、破産しようとする人の多くは、借金の額が資産額を上回る状態なので、破産手続きを終えても、借金が残ることになります。

しかし、個人の場合、借金が残るのでは意味がありません。そこで、破産手続きと併せて、残った借金について支払い義務を免除する決定(判決のようなもの)を裁判所からもらう免責手続きも行います。

二つの手続きが無事に終われば、経済的なやり直しが可能となります。みなさんが思う「破産」とは、破産手続きではなく、むしろ免責手続きのことなのかもしれません。

破産や免責だけでなく、それ以外にも様々な解決策があります。借金の返済に困って新聞に載るような選択をしなくても、他に選択肢があることを知っておいてください。

(法テラス浜田法律事務所)